

# 豊中市立上野小学校 豊友会会則

## 第1章 名 称

第1条 本会は豊中市立上野小学校豊友会と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本会の目的は下の通りとする。

1. 学校、家庭及び社会における児童の福祉を増進する。
2. 児童の幸福のため保護者と教職員が協力する。
3. 児童の教育的環境をよくする。
4. よい保護者、よい教職員となるようにつとめる。
5. 民主的教育に対する理解を深め、これを発展させる。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、下の方針に従って活動する。

1. 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
2. 本会は自主独立のものであり、他のいかなる団体の支配も干渉も受けない。
3. 児童、青少年の福祉増進のために活動する他の団体と協力する。
4. 教育行政に干渉しない。

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員は下の通りである。

1. 学校に在籍する児童の父母又はこれに代わる者。(以後保護者と称する)
2. 学校に勤務する学校長及び教職員。

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

## 第5章 経 理

第6条 本会の経理は会費・事業収入・自発的な寄付金による支弁する。

第7条 第4条1. に定める会員は1家庭月額600円とする。

但し、本会指定の銀行に所定の様式により納入することを原則とする。

第8条 本会の経理は総会で認められた予算に基づいて行われて、会計監査委員の監査を経て総会に報告されなければならない。

第9条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月末日迄とする。

## 第6章 役員とその選考

第10条 本会の役員は下の通りとする。

- |    |     |    |         |
|----|-----|----|---------|
| 1. | 会 長 | 1名 | 保護者     |
| 2. | 副会長 | 2名 | 保護者     |
| 3. | 書 記 | 2名 | 教職員と保護者 |
| 4. | 会 計 | 2名 | 教職員と保護者 |

第11条 各役員の任期は1年とし、再任を認めない。再任、再選は翌年以降在籍するすべての児童に該当する。また、引き続き他の役員に選ばれる場合には1回に限るものとする。

第12条 役員の選任は下の方法により行う。

1. 役員候補者を定めるため毎年11月までに指名委員会を設ける。
2. 指名委員会は次の16名で構成することとし、設立後速やかに、正副委員長各1名を互選することと共に全委員の氏名の文章をもって全会員に通知する。
  - イ. 保護者より12名（男女同数）

各学級の保護者は互選により男女各1名の学級代表を選び、学級代表はさらに互選により男女各1名学年代表を選出する。但し運営委員は別枠で選出されることから、運営委員の家庭は除く。これらの選挙管理については、学級代表は学級委員会、学年代表は役員で行う。但し得票数同数の場合は抽選により決定、夫婦同時に選出された場合は得票数の多い方とし、又2学年にまたがった場合は高学年を優先し、次点者を繰り上げる。
  - ロ. 教職員より2名。

教職員の互選による。
  - ハ. 運営委員会より2名。

運営委員会の互選による。但し役員は指名委員になることができない。
2. 指名委員の任期は、1期とし再選を認めない。
3. 指名委員会の定足数は、その3分の2、議決は出席委員の3分の2以上とする。
4. 各委員は指名委員会設立通知後10日以内に候補者として適任と考える会員を指名委員会に推薦することができる。この場合は、その氏名・住所・性別を記した会員1名による推薦書を提出するものとする。
5. 指名委員会は必要に応じ会長及び他の役員・学校長・教頭・前年度の指名委員の参考意見を求めることができる。
6. 指名委員会はそれぞれの役員につき定員数又はそれ以上の候補者を指名し、本人の同意を得て、選挙当日の10日前までに、候補者の氏名・性別を文章をもって全会員に通知する。同時に、指名委員会委員長（事故ある場合は副委員長）は候補者の指名経過を報告しなければならない。
7. 役員の承認は全会員に指名委員会より役員候補者を文書で提示し、無記名票多数決で選挙する。
8. 新役員は4月1日から就任する。

9. 役員が転勤その他やむをえない事由により、その任務をまっとうできなくなった場合、又は児童の転校などにより学校との関係がなくなった場合は役員を退任したものとしその役職が会長の場合は直近の総会まで副会長が職務を代行し副会長の場合は欠員、書記・会計の場合は総会に計らず会長が指名し直近の総会において承認を受ける。

第13条 役員の仕事は下の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、総会、運営委員会を招集しこれを司会する。また、すべての委員会、集会の報告を受ける。
2. 副会長は会長を補佐し、事故あるときはその代理をつとめる。
3. 書記は総会、運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録しこれを保持すると共に通信事務を担当する。
4. 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、会計簿はいつでも閲覧にそなえとと共に、次年度5月定期総会において会計監査委員の監査を経て決算の報告をする。

## 第7章 会計監査委員

第14条 本会の経理及び予算の執行を監査するため、会計監査委員3名を置く。

第15条 会計監査委員は運営委員会の推薦により、毎年度始めに本人の同意を得て委嘱する。

第16条 会計監査委員は10月に中間監査を行い、4月に決算監査を行う。

## 第8章 総 会

第17条 総会は全員をもって構成される本会の最高決議機関である。

第18条

1. 総会は会長が招集し、定足数は委任状を含む会員の5分の1とし、議決は出席者の過半数とする。
2. 総会は原則として会議により開催し決議するが、運営委員会が必要と認めた場合、その定める方法により、書面または電磁的方法による議決とすることができる。

第19条 総会は5月の定期総会および運営委員会が必要と認めた場合または、会員の10分の1以上の要求があった場合に、会長は臨時総会を招集する。

## 第9章 運営委員会

第20条 運営委員会は、役員、正副委員長、学校長及び教頭をもって構成する。

第 2 1 条 運営委員会は定例のほか必要に応じて会長が臨時召集し、定足数は委員の 2 分の 1 とする。

第 2 2 条 運営委員会は会則ならびに総会の決議に基づいて本会を運営し、議案の作成、総合調査、各委員会の行事計画、その他会の総括的重要時事項について審議する。

## 第 1 0 章 委 員 会

第 2 3 条 本会の活動に必要な事項を調査、立案し、これを執行するため委員会を置く。

1. 委員会の種類は次のとおりとする。
  - (1) 学級委員会 教育環境をより好ましくするようにつとめる。
  - (2) ふれあい委員会 校内外の行事の企画・運営などにつとめる。
  - (3) 文健・広報委員会 児童、会員の文化教養の向上、並びに心身の健康増進、保健衛生の向上につとめる。会の広報活動につとめる。
  - (4) 生活指導委員会 児童の地域における健全な生活ならびに安全をはかるようにつとめる。学校や地域の活動を同じくする団体との情報交換や活動に協力する。
  - (5) 総務委員会 学校環境の整備・美化につとめ、役員、他委員会及び地域等への活動に協力する。
2. 委員会は次の方法により構成する。
  - イ. 学級委員会、ふれあい委員会、文健・広報委員会については、各学級より 1 名以上の委員を互選により選出する。また、総務委員会については、会員全体より募集し、新年度の会長が委嘱する。
  - ロ. 生活指導委員会については、別に定めるところにより、委員及び副委員長選任する。
  - ハ. 学級、ふれあい、文健・広報、総務の各委員会の正副委員長及び生活指導委員長については、新年度の会長が委嘱する。

第 2 4 条 児童が在籍する間、保護者は児童 1 人につき、生活指導委員会と他の委員会（特別委員会を含む）におのおの 1 回以上協力するよう務める。但し、役員および運営委員については、その限りではない。

第 2 5 条 本会は運営委員会が必要と認めた場合、特別委員会を設けることができる。この場合、会長は正、副委員長を含む必要数の委員を委嘱することができる。

第 2 6 条 会長は、必要に応じ学校長の同意を得て顧問又は相談役を委嘱することができる。

第 2 7 条 この会則について疑義を生じたときは、運営委員会の解釈に従い、不備の点は一般社会通念によって之を補う。

第 28 条 この会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

第 29 条

- イ. この会則を施行するために必要な事項は、細則で定めることができる。
- ロ. 前項の細則は運営委員会で決議実施することができる。

付 則 この会則は令和 6 年 2 月 21 日から施行する。

改正	昭和 29 年	4 月 15 日	
改正	昭和 36 年	11 月 5 日	
改正	昭和 38 年	11 月 10 日	
改正	昭和 42 年	3 月 8 日	
改正	昭和 45 年	4 月 19 日	
改正	昭和 46 年	1 月 20 日	
改正	昭和 49 年	3 月 2 日	
改正	昭和 53 年	11 月 25 日	
改正	昭和 58 年	3 月 5 日	
改正	昭和 59 年	5 月 19 日	
改正	昭和 60 年	5 月 26 日	
改正	昭和 62 年	3 月 7 日	
改正	平成 2 年	3 月 3 日	
			第 12 条 2 項 (二) 追加
改正	平成 3 年	5 月 19 日	
			第 12 条 9 項 追加
改正	平成 4 年	3 月 7 日	
			第 4 条 1 項 追記
			第 12 条 2 項 (口) 一部削除
			第 23 条 2 項 変更
			第 24 条 語句の変更
改正	平成 13 年	3 月 3 日	
			第 12 条 1 項 変更
			2 項 (イ) 変更
			第 23 条 1 項・2 項変更
改正	平成 14 年	3 月 2 日	
			第 23 条 1 項・2 項 (イ) (ハ)
			委員会統合・名称の変更
改正	平成 16 年	3 月 5 日	
			第 23 条 2 項 (イ) 変更
改正	平成 16 年	5 月 15 日	
			第 12 条 6 項 変更
			第 24 条 変更
改正	平成 18 年	3 月 3 日	
			第 24 条 変更
改正	平成 20 年	3 月 8 日	
			第 12 条 1 項・2 項・7 項 変更

	第19条	変更
	第23条1項	追加
	第23条2項	変更
改正	平成23年 3月 4日	
	第12条1項	変更
	第23条1項・2項	変更
	第24条	変更
改正	平成23年 5月14日	
	第7条	変更
改正	平成24年 3月 2日	
	第23条	変更
改正	令和 元年 5月18日	
	第7条	変更
改正	令和 3年 5月25日	
	第18条2項	追加
改正	令和 5年 2月25日	
	第11条	追記
	第12条2項(イ)	追記
	第23条第1項(1)	一部削除
	第23条第1項(4)	変更
	第23条第2項(イ)	変更
改定	令和 6年 2月21日	
	第18条第2項	変更